

秋田県MC協議会 薬剤投与実施救急救命士認定要領

(主旨)

第一条

この要領は、救急救命士法施行規則第21条の規定に基づく重度傷病者に対する救急救命処置（別表1に掲げる処置）として、医師の具体的指示下による薬剤投与等（以下、「薬剤投与」という。）を実施することのできる救急救命士であることを認定する手続きを定めるものとする。

(認定要件)

第二条

1 心臓機能停止状態の重度傷病者に対する救急救命処置

認定の対象となる者は、「救急救命士の薬剤投与の実施のための講習及び実習要領について（県衛生主管部長あて厚労省医政局指導課長、H17.3.10.医政指発 0310002）」による薬剤投与のための追加講習及び病院実習を修了した救急救命士（以下、「追加講習受講者」）、並びに救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（平成17年3月10日厚生労働省令第26号）の施行日（平成18年4月1日）後に実施される救急救命士の試験合格者（以下、「新試験合格者」）で病院実習を修了した救急救命士とする。

なお、病院実習については「秋田県MC協議会 救急救命士薬剤投与病院実習要領」（以下、「病院実習要領」）に従い、適切に実施すること。

2 心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する救急救命処置

認定の対象となる者は、前項の認定者であって、かつ、県メディカルコントロール協議会（以下、「県MC協議会」）が定める追加講習を修了した救急救命士とする。

3 重度傷病者に対する救急救命処置

認定の対象となる者は、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（平成26年1月31日厚生労働省令第7号）の施行日（平成26年4月1日）後に実施される第39回救急救命士国家試験合格者（以下、「第39回試験合格者」）以降で病院実習を修了した救急救命士とする。

(認定の申請)

第三条

認定対象となる救急救命士が所属する消防本部の消防長は、次により、県MC協議会に申請する。

なお、心臓機能停止状態の重度傷病者に対する静脈路確保及び薬剤投与については、指導医評価が3点の場合にその症例数を実施症例数とみなし、認定に必要な症例数を確認する。

また、指導医の評価にあたっては、病院実習要領に定められたAパート・Bパートそれぞれの評価表を活用するなど、到達目標へ達したかどうかを判断すること。

1 心臓機能停止状態の重度傷病者に対する処置

一 追加講習受講者

申請書（様式1）に添付書類として、以下の写しを添付する。

- ・ 救急救命士免許証
- ・ 追加講習修了証書
- ・ 病院実習修了証書（様式2）
- ・ 薬剤投与病院実習の評価表（様式3）

二 新試験合格者

申請書（様式4）に添付書類として、以下の写しを添付する。

- ・ 救急救命士免許証
- ・ 病院実習修了証書（様式2）
- ・ 養成課程中臨床実習の評価表（様式5）又は就業前実習の評価表（様式6）

2 心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する処置

申請書（様式9）に添付書類として、以下の写しを添付する。

- ・ 救急救命士免許証
- ・ 県MC協議会が認定した薬剤投与認定救急救命士であることの認定書
- ・ 追加処置認定講習修了証書

3 重度傷病者に対する処置

申請書（様式10）に添付書類として、以下の写しを添付する。

- ・ 救急救命士免許証
- ・ 病院実習修了証書（様式2）
- ・ 養成課程中臨床実習の評価表（様式5）又は就業前実習の評価表（様式6）

（認定書の交付）

第四条

- 1 県MC協議会県協議会長は、第三条に基づく申請内容を確認したうえで、当該救急救命士を認定書（様式7）により薬剤投与実施救急救命士として認定する。これにより認定された者を「薬剤投与認定救急救命士」という。
- 2 県MC協議会県協議会長は、薬剤投与認定救急救命士の認定書を各消防長を経由して本人に交付するとともに、この写しを添えて関係する県MC協議会地域協議会長に通知する。
- 3 薬剤投与認定救急救命士については、台帳（様式8）により登録する。

(事務処理)

第五条

この要領に関する事務は、県総務部総合防災課において処理する。

(その他)

第六条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成18年11月7日から施行する。

平成20年3月6日 一部改訂

平成26年3月7日 一部改訂

平成28年4月20日 一部改正

令和元年7月11日 一部改正

(様式 1)

文書記号・番号

令和 年 月 日

秋田県MC協議会 県協議会長 様

〇〇〇〇〇〇〇〇消防本部消防長



医師の具体的指示下において薬剤（アドレナリン）投与を
実施することができる救急救命士の認定について（申請）

救急救命士法施行規則第21条第3項の規定に基づく、重度傷病者のうち心臓
機能停止状態の患者に対する救急救命処置としての医師の具体的指示下における
薬剤（アドレナリン）投与について、次の者が、所定の追加講習及び病院実習を
修了しましたので、認定されるよう申請します。

救急救命士氏名 〇 〇 〇 〇

(添付図書)

- ・救急救命士免許証（写し）
- ・追加講習修了証書（写し）
- ・病院実習修了証書（写し）
- ・薬剤投与病院実習の評価表（写し）

(連絡先)

(A 4 版)

病院実習修了証明書

次の者は、当病院において、（養成課程中・就業前・薬剤投与）
病院実習を修了したことを証明します。

なお、病院実習中の薬剤投与に係る実施症例数及び評価は別紙評価表のとおりです。

氏 名	
生 年 月 日	
実 習 期 間	<u>令和</u> 年 月 日 ～ 月 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

○○○○○○○○○○○○○○会

○○○○病院長 ○○ ○○

印

(様式3)

薬剤投与実習の評価表

- A: 指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの
B: 指導者が介助する場合、実施が許容されるもの
C: 指導者の指導・監視のもとに、医行為を行う者を介助するもの
D: 見学にとどめるもの

実習者氏名

実施水準	実 習 細 目	目標症例数	実施症例数	自己評価	指導医評価
A	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)	15			
	身体所見の観察(視診、触診、聴診など)	15			
	モニターの装置(心電図、パルスオキシメーターなど)	15			
	酸素投与	10			
	バッグマスク法	3			
	喉頭鏡の使用	3			
	胸骨圧迫心マッサージ	3			
	末梢静脈路確保	10			
	点滴ラインの準備	10			
	緊急薬剤(アドレナリン)の使用	複数(1)			
	ナーシングケア(清拭、体位変換など)	10			
	精神科領域の処置	3			
	小児科領域の処置	3			
	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク	3			
	気道内吸引	10			
	除細動	3			
	産婦人科領域の処置	3			
C	気管内挿管	3			
	輸液	10			
	輸血	3			
	創傷の処置	3			
	骨折の処置	3			
	胃チューブ挿入	3			
	緊急薬剤(アドレナリン以外)の使用	3			
D	人工呼吸器の使用				
	開胸心マッサージ				
	中心静脈確保				
	循環補助(ペースメーカー、IABP)				
	胸腔ドレナージ				

令和 年 月 日

実習担当管理責任者 印

(薬剤投与と認定のための評価について)

- 1 点滴ラインの準備および末梢静脈路確保(Aパート)は10症例必要とする。

2 アドレナリンの投与とその後の観察(Bパート)は医師の判断で1症例で修了とすることができる。

3 自己評価、指導医評価は次の3段階により評価する。

4 ただし、静脈路確保と薬剤投与については、指導医評価が3点の場合にその症例数を実施症例数とする。(個別評価)
他の項目については、総合評価。
- 3点・・・自分で行える(理解している)

2点・・・援助があればできる

1点・・・できない(理解していない)

(様式 4)

文書記号・番号

令和 年 月 日

秋田県MC協議会 県協議会長 様

〇〇〇〇〇〇〇〇消防本部消防長



医師の具体的指示下において薬剤（アドレナリン）投与を
実施することができる救急救命士の認定について（申請）

救急救命士法施行規則第 2 1 条第 3 項の規定に基づく、重度傷病者のうち心臓
機能停止状態の患者に対する救急救命処置としての医師の具体的指示下における
薬剤（アドレナリン）投与について、次の者が、病院実習による所定の症例数に
達しましたので、認定されるよう申請します。

救急救命士氏名 ○ ○ ○ ○

(添付図書)

- ・救急救命士免許証（写し）
- ・病院実習修了証書（写し）
- ・養成課程中臨床実習の評価表（写し）
- ・就業前実習の評価表（写し）

(連絡先)

(A 4 版)

(様式5)

養成課程中臨床実習の評価表

- A: 指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの
B: 指導者が介助する場合、実施が許容されるもの
C: 指導者の指導・監視のもとに、医行為を行う者を介助するもの
D: 見学にとどめるもの

実習者氏名

実施水準	実 習 細 目	目標症例数	実施症例数	自己評価	指導医評価
A	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)	15			
	身体所見の観察(視診、触診、聴診など)	15			
	モニターの装置(心電図、パルスオキシメーターなど)	15			
	酸素投与	10			
	バッグマスクによる人工呼吸	3			
	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	3			
	喉頭鏡の使用	3			
	胸骨圧迫	3			
	末梢静脈路確保と輸液	10			
	点滴ラインの準備	10			
	緊急薬剤(アドレナリン)の使用	10			
	血糖測定	5			
	ブドウ糖溶液の使用	3			
	ナースングケア(清拭、体位変換など)	10			
	精神科領域の処置	3			
	小児科領域の処置	3			
B	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	3			
	気道内吸引	10			
	除細動	10			
	産婦人科領域の処置	3			
C	気管内挿管	3			
	輸血	3			
	創傷の処置	3			
	骨折の処置	3			
	胃チューブ挿入	3			
	緊急薬剤(アドレナリン以外)の使用	3			
D	人工呼吸器の使用				
	開胸心マッサージ				
	中心静脈確保				
	循環補助(ペースメーカー、IABP)				
	胸腔ドレナージ				

令和 年 月 日

実習担当管理責任者 印

- (薬剤投与認定のための評価について)
- 点滴ラインの準備および末梢静脈路確保(Aパート)は10症例必要とする。
 - アドレナリンの投与とその後の観察(Bパート)は医師の判断で1症例で修了とすることができる。
 - 自己評価、指導医評価は次の3段階により評価する。

3点・・・自分でできる(理解している)

2点・・・援助があればできる

1点・・・できない(理解していない)
 - ただし、静脈路確保と薬剤投与については、指導医評価が3点の場合にその症例数を実施症例数とする。(個別評価)
他の項目については、総合評価。

(様式6)

就業前実習の評価表

- A: 指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの
B: 指導者が介助する場合、実施が許容されるもの
C: 指導者の指導・監視のもとに、医行為を行う者を介助するもの
D: 見学にとどめるもの

実習者氏名 _____

実施水準	実 習 細 目	目標症例数	実施症例数	自己評価	指導医評価
A	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)	15			
	身体所見の観察(視診、触診、聴診など)	15			
	モニターの装置(心電図、パルスオキシメーターなど)	15			
	酸素投与	10			
	バッグマスクによる人工呼吸	3			
	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	3			
	喉頭鏡の使用	3			
	胸骨圧迫	3			
	末梢静脈路確保と輸液	10			
	点滴ラインの準備	10			
	緊急薬剤(アドレナリン)の使用	複数(1)			
	血糖測定	5			
	ブドウ糖溶液の使用	3			
	ナースینگケア(清拭、体位変換など)	10			
	精神科領域の処置	3			
	小児科領域の処置	3			
B	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	3			
	気道内吸引	10			
	除細動	3			
	産婦人科領域の処置	3			
C	気管内挿管	3			
	輸血	3			
	創傷の処置	3			
	骨折の処置	3			
	胃チューブ挿入	3			
	緊急薬剤(アドレナリン以外)の使用	3			
D	人工呼吸器の使用				
	開胸心マッサージ				
	中心静脈確保				
	循環補助(ペースメーカー、IABP)				
	胸腔ドレナージ				

令和 年 月 日

実習担当管理責任者 _____ 印

- (薬剤投与認定のための評価について)
- 1 点滴ラインの準備および末梢静脈路確保(Aパート)は10症例必要とする。

2 アドレナリンの投与とその後の観察(Bパート)は医師の判断で1症例で修了とすることができる。

3 自己評価、指導医評価は次の3段階により評価する。

4 ただし、静脈路確保と薬剤投与については、指導医評価が3点の場合にその症例数を実施症例数とする。(個別評価)他の項目については、総合評価。

3点・・・自分でできる(理解している)

2点・・・援助があればできる

1点・・・できない(理解していない)

医師の具体的指示下において
薬剤投与等の救急救命処置を実施することができる
救急救命士であることの認定書

登録番号 第〇号
氏 名 〇 〇 〇 〇

上記の者は、救急救命士法施行規則第 2 1 条の規定に基づく重度
傷病者に対する救急救命処置として、医師の具体的指示下における下記
の薬剤投与等を実施することのできる救急救命士であることを認定しま
す。

令和 年 月 日

秋田県メディカルコントロール協議会県協議会長 印

医師の具体的指示を必要とする救急救命処置	認定日
・ 心臓機能停止状態の傷病者に対するアドレナリンの投与	
・ 心肺機能停止前の傷病者に対する乳酸リンゲル液を用いた 静脈路確保及び輸液並びにブドウ糖溶液の投与	

(様式 8)

秋田県MC協議会 薬剤投与認定救急救命士台帳

[illegible]

文書記号・番号

令和 年 月 日

秋田県MC協議会 県協議会長 様

〇〇〇〇〇〇〇〇消防長 

医師の具体的指示下において薬剤投与等を実施することができる
救急救命士の認定について（申請）

救急救命士法施行規則第 21 条の規定に基づく、重度傷病者に対する救急救命
処置としての医師の具体的指示下における薬剤投与等について、次の者が、
県MC協議会が認定する追加処置認定講習を修了しましたので、認定されるよう
申請します。

救急救命士氏名 ○ ○ ○ ○

(添付図書)

- ・救急救命士免許証（写し）
- ・県MC協議会が認定した薬剤投与認定救急救命士であることの認定書（写し）
- ・追加処置認定講習修了証書（写し）

(連絡先)

文書記号・番号

令和 年 月 日

秋田県MC協議会 県協議会長 様

〇〇〇〇〇〇〇〇消防長 印

医師の具体的指示下において薬剤投与等を実施することができる
救急救命士の認定について（申請）

救急救命士法施行規則第21条の規定に基づく、重度傷病者に対する救急救命
処置としての医師の具体的指示下における薬剤投与等について、次の者が、
病院実習による所定の症例数に達しましたので、認定されるよう申請します。

救急救命士氏名 〇 〇 〇 〇

（添付図書）

- ・救急救命士免許証（写し）
- ・病院実習修了証書（写し）
- ・養成課程中臨床実習の評価表（写し）
- ・就業前実習の評価表（写し）

（連絡先）

(別表 1)

No	医師の具体的指示を必要とする救急救命処置
1	心臓機能停止状態の傷病者に対するアドレナリンの投与
2	心肺機能停止前の傷病者に対する乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液並びにブドウ糖溶液の投与